

平成 24 年 3 月 22 日

幹 事 長 会 資 料

議員各位

板橋区議会議長

石 井 勉

(公印省略)

本会議における討論の運用について

本会議で議案並びに請願及び陳情（以下「議案等」という。）に対する討論を行う場合は、次の期日までに議長あて申し出を行うこととする。

- 1 常任委員会及び議会運営委員会に付託された議案等については、討論を行う本会議の 5 日前（休日は除く）の午後 5 時までとする。

ただし、議案等の審査日が本会議の 5 日前を過ぎた場合には、当該議案等を審査した委員会の終了時までとする。

- 2 特別委員会に付託された議案等については、当該議案等を審査した委員会の終了時までとする。